居宅訪問型児童発達支援について

医療的ケアや重い障害をお持ちのために外出することが困難なお子さんに対して、日常 生活における基本的な動作の指導や支援方法の助言、生活能力の向上のために必要な療 育等を、居宅を訪問して遊びを取り入れながら発達を促していきます。

対象: 就学前~満 18 歳までのお子さんで

日常的に医療を受けることが必要な医療的ケア児

重症心身障害児などの重度の障害児

重い疾患をお持ちで集団の場に身を置くには感染症等のリスクを伴う児

<u>対象地域</u>:佐世保市、佐々町、東彼杵町、川棚町、波佐見町 (離島、西海市、松浦市、平戸市は要相談)

サービスの流れ

① 初回相談、聞き取り

心身の状況や困り事などをうかがい、どのような発達支援を希望するのかなどを含めたお話を聞きます。必要に応じて、主治医の先生、訪問看護ステーションの看護師などと連携を取ります。

- ② 受給者証のない場合は申請→支給決定 詳しくは相談支援事業所の相談支援専門員に相談してください。
- ③ 契約・計画立案居宅訪問型児童発達支援の利用契約を結び、支援計画を立てます。
- ④ サービス利用開始

ご自宅に訪問支援員(作業療法士)が訪問します。

一緒に立案した目的や目標に沿って、遊びを通した発達支援を行っていきます。

訪問実施日

火・金曜日 午前中 1回の訪問時間50~60分 (曜日や時間については相談の上、検討していきます)

【お問い合わせ】

BLUE PLANETS はいき

担 当:深見英則

問合せ:0956-88-7773